

第九十回 参議院 憲法審査会 會議録 第二号

平成二十八年六月一日(水曜日) 午前九時三十五分開会

委員の異動

二月十七日

辞任

吉川 沙織君

補欠選任

前川 清成君

二月十八日

辞任

丸山 和也君

補欠選任

舞立 昇治君

大塚 耕平君

牧山ひろえ君

神本美恵子君

大野 元裕君

仁比 聡平君

井上 哲士君

二月二十二日

辞任

井上 哲士君

補欠選任

仁比 聡平君

三月十一日

辞任

渡辺美知太郎君

補欠選任

福島みずほ君

五月二十四日

辞任

吉良よし子君

補欠選任

紙 智子君

五月二十五日

辞任

紙 智子君

補欠選任

吉良よし子君

出席者は左のとおり。

会長

幹事

柳本 卓治君

愛知 治郎君

高野光二郎君

豊田 俊郎君

山下 雄平君

風間 直樹君

藤末 健三君

委員

森本 真治君 西田 実仁君 仁比 聡平君

阿達 雅志君 赤池 誠章君 石井 正弘君

石田 昌宏君 宇都 隆史君 大沼みずほ君

木村 義雄君 北村 経夫君 小坂 憲次君

上月 良祐君 佐藤 信秋君 滝波 宏文君

堂故 茂君 中曾根弘文君 中西 祐介君

舞立 昇治君 三原じゅん子君 有田 芳生君

小野 次郎君 大島九州男君 大野 元裕君

小西 洋之君 長浜 博行君 藤田 幸久君

前川 清成君 牧山ひろえ君 魚住裕一郎君

佐々木さやか君 矢倉 克夫君 吉良よし子君

江口 克彦君

事務局側

憲法審査会事務局長

松田 公太君 和田 政宗君 福島みずほ君 主濱 了君

森本 昭夫君

本日の会議に付した案件

○幹事補欠選任の件

○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、い

かすことに関する請願第六〇号外一三二二件

○平和憲法を守り、いかにすることに関する請願(第

一三七号外一件)

○日本国憲法を守りいかにすることに関する請願(第

二八〇号外一六件)

○憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関す

る請願(第一三六一号外一二件)

○憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかにすこ

とに関する請願(第一四二八号外一件)

○憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のため

にいかすことに関する請願第一四三〇号外七

件)

○日本を戦争できる国にしないため憲法を守るこ

とに関する請願第一九〇〇号外一一件)

○平和憲法の改悪反対に関する請願(第二三六一

号)

○憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関す

る請願(第三四七三号外一〇件)

○会長(柳本卓治君) たいまから憲法審査会を

開会いたします。

幹事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い現在幹事が二名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。 幹事の選任につきましては、先例により、会長

の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ご

ざいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に仁比聡平君を指名いたしま

す。

なお、あと一名の幹事につきましては、後日こ

れを指名いたします。

○会長(柳本卓治君) この際、御報告いたしま

す。

去る二月十七日の本審査会における丸山和也君

の発言中、不適切な表現が含まれていたのではな

いかとの指摘がありました。

また、丸山君から会長に対し、表現に至らぬ部

分があつたことについて遺憾の意が表されまし

た。

幹事会で速記録を調査の上、協議いたしました

ところ、削除部分の確定や発言の認定をめぐつて

様々な御意見がございました。

これらを踏まえ、慎重に検討いたしました結

果、不穏当な言辞があつたと認め、当該発言部分

を取り消すことで意見の一致を見るに至りまし

た。

○会長(柳本卓治君) これより請願の審査を行

います。

第六〇号立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を

守り、いかにすることに関する請願外百九十七件を議

題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元

に配付の付託請願一覧のとおりでございます。

これらの請願につきましては、幹事会において

協議の結果、いずれも保留とすることとした。
以上のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。
よつて、さよう決定いたしました。

○会長(柳本卓治君) この際、一言御挨拶を申し上げます。
一昨年の九月に会長に選任されて以来、幹事の方々を始め委員各位の御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。
改めて申すまでもなく、本年は参議院通常選挙が行われる年でもあります。選挙に臨まれる方々には、御健闘をお祈り申し上げます。
また、これを機に御勇退される方々には、御健康に留意され、ますます御活躍をされますことをお祈り申し上げます。御挨拶とさせていただきます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午前九時三十九分散会

二月十九日日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三四〇号)(第三四一号)(第三五一号)(第三六六号)(第三七一号)
第三四〇号 平成二十八年二月五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県越谷市 今野義規 外六千八名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。
第三四一号 平成二十八年二月五日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県ふじみ野市 長井吉一 外一万四百六十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三五一号 平成二十八年二月八日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 北海道帯広市 太田イト 外九千八百七十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六六号 平成二十八年二月九日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県三郷市 川尻勉 外一万二千二百九十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三七一号 平成二十八年二月十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県狭山市 大澤豊 外七千八百四十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

二月二十六日日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三七七号)(第三七九号)
第三七七号 平成二十八年二月十二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県八潮市 長井吉一 外四千七百七十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県ふじみ野市 渡邊政栄 外四千七百七十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第四〇三号 平成二十八年二月十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 新潟県長岡市 池田吉晴 外八十八名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

三月四日日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第四二八号)(第四七〇号)(第五二八号)
第四二八号 平成二十八年二月十九日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県新座市 八木秀貴 外千六百四十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第四七〇号 平成二十八年二月二十三日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県八潮市 昼間隆範 外四千六百四十八名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第五二八号 平成二十八年二月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 新潟県南魚沼市 中澤道夫 外百四十名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

三月十一日日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二二号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七四五号)(第七四六号)
第七一七号 平成二十八年三月二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 石川県金沢市 坂本朋子 外千四百六十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七一八号 平成二十八年三月二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 滋賀県甲賀市 加藤恵子 外千四百六十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七一九号 平成二十八年三月二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町 西田勝枝 外千四百六十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二〇号 平成二十八年三月二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖町 西田勝枝 外千四百六十六名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都立川市 野村公子 外千四百十六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二二号 平成二十八年三月二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 京都市 川辺貴美子 外千四百十六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二三号 平成二十八年三月二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 山梨県南アルプス市 有野孝之 外千四百十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二三号 平成二十八年三月二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都八王子市 山田葉子 外千四百十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二四号 平成二十八年三月二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 滋賀県大津市 赤星香早 外千四百十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二五号 平成二十八年三月二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 大阪市 森田初美 外千四百十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二六号 平成二十八年三月二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 高知県土佐市 久礼田朝美 外千四百十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七二七号 平成二十八年三月二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 奈良市 諏訪喜代彦 外千四百十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七四五号 平成二十八年三月三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 大阪府枚方市 吉崎信夫 外五千六百名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第七四六号 平成二十八年三月三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都練馬区 今澤純子 外五千七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

三月二十五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九六九号)

第九二二号 平成二十八年三月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都狛江市 小池宏子 外二万四千九百七十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第九二三号 平成二十八年三月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都杉並区 加藤奈津子 外二万四千九百七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第九二四号 平成二十八年三月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都足立区 鈴木輝子 外二万四千九百七十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第九六九号 平成二十八年三月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 埼玉県春日部市 近藤潔美 外二千三百九十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

四月一日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第一二二八号)(第一二五八号)

第一二二八号 平成二十八年三月十八日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 埼玉県朝霞市 福田康夫 外六百三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一二五八号 平成二十八年三月二十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 埼玉県越谷市 齊藤幸浩 外二千六百二十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

四月八日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第一二二六号)(第一二二九号)(第一三三六号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願(第一三六一号)

一、日本国憲法を守りいかにすることに関する請願
(第一二八二号)(第一三三八号)(第一三三八四号)(第一三三八五号)(第一三三八六号)(第一三三八七号)(第一三三八八号)

第一二六一号 平成二十八年三月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都荒川区 菅野好昭 外三十
三名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一三五九号 平成二十八年三月二十九日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 徳島県吉野川市 坪井詔一 外三
千七百五十七名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一三六〇号 平成二十八年三月二十九日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 茨城県坂東市 野口弘次 外四千
六百七十七名
紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一三六一号 平成二十八年三月二十九日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願

請願者 福岡県大牟田市 近藤福次 外四
千三百五十五名
紹介議員 仁比 聡平君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争
への反省から平和と民主主義の願いを込めて作ら
れた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、
戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとし
て人類の価値を持っている。しかし、今アメリカ
に従って戦争をできる国にしようと憲法第九条を
変える動きが公然と強まっている。日本がなすべ
きことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に
役立てることである。

ついでには、次の事項について実現を図られた
い。
一、憲法の改悪に反対し、憲法九条を守るこ

と。

第一三八二号 平成二十八年三月三十一日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 長野県中野市 小林裕子 外二百
五名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第一三八三号 平成二十八年三月三十一日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 仙台市 阿部真紀 外二百五十五名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第一三八四号 平成二十八年三月三十一日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 京都市 高橋美紀子 外二百五十五名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第一三八五号 平成二十八年三月三十一日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 兵庫県芦屋市 岸田恵 外二百五
十五名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第一三八六号 平成二十八年三月三十一日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 堺市 山田加津美 外二百五十五名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第一三八七号 平成二十八年三月三十一日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 山口県光市 宮本育子 外二百十
二名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第一三八八号 平成二十八年三月三十一日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 大阪府東大阪市 中山美喜恵 外
二百五十五名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

四月十五日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすことに関する請願(第一四二五号)
(第一四二六号)(第一四二七号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いか
すことに関する請願(第一四二八号)(第一四
二九号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和の
ためにいかすことに関する請願(第一四三〇
号)(第一四三一号)(第一四三二号)

一、日本国憲法を守りいかすことに関する請願
(第一四三七号)

第一四二五号 平成二十八年四月四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 岩手県西磐井郡平泉町 菊地孝
子 外五十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一四二六号 平成二十八年四月四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 東京都江東区 谷口勝義 外八百
四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一四二七号 平成二十八年四月四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 福岡県筑紫郡那珂川町 福永由利
子 外五十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一四二八号 平成二十八年四月四日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすこ
とに関する請願

請願者 宮城県気仙沼市 伊東晴美 外五
十五名
紹介議員 紙 智子君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争
への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作
られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条
は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆け
として人類の価値を持っている。ところが、今第
九条を中心に憲法を変えようとする動きが強まっ
ている。その狙いは、アメリカと共に自衛隊が海
外で戦うことができるようにするものである。また、第
九条改悪への突破口として第九十六条の改悪を先
行させ改正要件の緩和を狙う動きも、民主主義を
なし崩しにするもので見逃すわけにはいかない。

日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の
三原則を始めとする全ての条項が完全に実施され
る必要がある。取り分け、憲法九条を守り、現
実の政治にいかすことは、日本国民の世界平和へ
の責務である。

ついでには、次の事項について実現を図られた
い。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守りいかすこ
と。

第一四二九号 平成二十八年四月四日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすこ
とに関する請願

請願者 佐賀市 寺尾恵一 外五十五名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一四二八号と同じである。

第一四三〇号 平成二十八年四月四日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかすことに関する請願

請願者 大阪市 田中熊吉 外五十五名
紹介議員 大門実紀史君

日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への反省
から、人々の平和と民主主義の願いを込めて生み
出された。中でも戦争の放棄を定めた第九条は、
二十一世紀の世界の在り方を示すものとして平和
を愛する国内外の人々の熱い支持を集めている。
しかし、今憲法第九条を変え自衛隊を政府の意の
ままに海外に送り出せるようにし、自由や人権を
制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動
きが強まっている。このような憲法改悪の動きを
受け入れることはできない。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のた
めにいかすこと。

第一四三一号 平成二十八年四月四日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかすことに関する請願

請願者 大阪市 桑名孝尚 外五十五名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第一四三二号 平成二十八年四月四日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかすことに関する請願

請願者 大阪市 鳴川真弓 外五十五名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第一四七五号 平成二十八年四月五日受理
日本国憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 香川県坂出市 横井房子 外四十
名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

四月二十二日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすことに関する請願(第一五〇六号)
(第一五二八号)(第一五一九号)(第一五二〇
号)(第一五二二号)(第一五二二二号)(第一五二
三号)(第一五二四号)(第一五二五号)

第一五〇六号 平成二十八年四月八日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 川崎市 新見正子 外一万二千六
百八十八名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五一八号 平成二十八年四月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 千葉県市川市 鯨井淳子 外二百
十四名
紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五一九号 平成二十八年四月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 名古屋市 芳賀明美 外四百三十
四名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五二〇号 平成二十八年四月十一日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことに関する請願

請願者 大阪市 藤中多美子 外四百三十
二名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五二二号 平成二十八年四月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 宮城県塩竈市 菊池敦子 外四百
三十二名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五二二二号 平成二十八年四月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 大阪市 小田芳人 外四百三十二
名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五二三号 平成二十八年四月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 大阪市 浅山富美 外四百三十二
名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五二四号 平成二十八年四月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 愛媛県新居浜市 森賀千鶴 外四
百三十二名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五二五号 平成二十八年四月十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 大阪市 浅山たか子 外四百三十
二名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

四月二十八日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすことに関する請願(第一六一六号)

第一六一六号 平成二十八年四月二十一日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 埼玉県八潮市 伊勢康彦 外七千
六十五名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

五月十三日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守
り、いかすことに関する請願(第一六五九号)
(第一六六〇号)(第一六八〇号)(第一六九五
号)(第一七五七号)(第一七五八号)

第一六五九号 平成二十八年四月二十二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 堺市 中川考五 外三千二百八十
九名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一六六〇号 平成二十八年四月二十二日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願
請願者 大阪市 幸地英子 外二千九百九

十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一六八〇号 平成二十八年四月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 仙台市 町田幸雄 外四十九名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一六九五号 平成二十八年四月二十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都江東区 秋山辰雄 外百九十九名
紹介議員 山本 太郎君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一七五七号 平成二十八年四月二十八日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 石川県金沢市 村本錦子 外六千九百二十八名
紹介議員 井上 哲土君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一七五八号 平成二十八年四月二十八日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市 中島良男 外千二百七十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

五月二十日日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一八九九号)

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第一九〇〇号)
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一九一〇号)

第一八九九号 平成二十八年五月九日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県入間市 齊藤修 外百三十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一九〇〇号 平成二十八年五月九日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願
請願者 北海道深川市 佐藤由利子 外四名
紹介議員 紙 智子君
平和のうちに人間らしく生き働くことは国民共通の願いであり、日本国憲法はその願いを明文にした国民からの政府への命令書である。その命令書を書き換える改憲の動きが急であり、二〇二二年四月の自由民主党「日本国憲法改正草案」はその象徴的なものである。そこでは、憲法前文の全面的な書換えて不戦の誓いと全ての基本的人権の基礎である平和的生存権という日本国憲法の原点を消し去っている。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第九条第二項の削除、表現の自由などの基本的人権の公の秩序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。日本国憲法は、制定から約七十年、国民の様々な運動で国民主権、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史がある。一方で、憲法をないがしろにした政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングプアが一千万人を超え、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっている。憲法をもっと積極的にい

かし、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働ける日本を実現していくことが今こそ必要である。
ついでに、次の事項について実現を囿られた
一、憲法を守り、日本を戦争できる国にしないこと。

第一九一〇号 平成二十八年五月十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 徳島県阿南市 橋本啓一 外六千七百三十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

五月二十六日日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第二二三八号)
第二二〇五号(第二二〇六号)(第二二〇七号)(第二二〇九号)(第二二二八号)(第二二八三号)(第二二八四号)(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)(第二二八九号)(第二二九〇号)(第二二九一号)(第二二九二号)
一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第二二九三号)(第二二九四号)(第二二九五号)(第二二九六号)(第二二九七号)(第二二九八号)(第二二九九号)(第二三〇〇号)(第二三〇一号)(第二三〇二号)(第二三〇三号)
一、平和憲法の改悪反対に関する請願(第二三六一号)
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第二三七六号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九七号)(第二七九八号)(第二七九九号)(第二八〇〇号)(第二八〇一号)(第二八〇二号)(第二八〇三号)(第二八〇四号)(第二八〇五号)(第二八〇六号)

第二二〇九号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県入間市 村田和吉 外二千七百七十四名
紹介議員 紙 智子君

第二二〇七号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都葛飾区 郡司なみ江 外一万八千六百六十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇六号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都世田谷区 佐藤いくよ 外一万八千六百六十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇五号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都東久留米市 岡本達也子 外一万八千六百六十五名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

八八九号)

第二一三八号 平成二十八年五月十三日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県草加市 宍戸大介 外一万六千五百七十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇五号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都東久留米市 岡本達也子 外一万八千六百六十五名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇六号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都世田谷区 佐藤いくよ 外一万八千六百六十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇七号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都葛飾区 郡司なみ江 外一万八千六百六十七名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二〇九号 平成二十八年五月十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 埼玉県入間市 村田和吉 外二千七百七十四名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二八二号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 京都市 井上隆 外十三万七千五百名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二八三号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛荘町 岡本トモエ 外十三万七千五百名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二八四号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 北海道空知郡上富良野町 白井治美 外十三万七千四百名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二八五号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都八王子市 橋本孝子 外十三万七千五百名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二八七号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都立川市 高林和子 外十三万七千五百名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二八八号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都昭島市 池田トミ 外十三万七千五百名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二八九号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 神戸市 泉順子 外十三万七千五百名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二九〇号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 植田桂子 外十三万七千五百名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二九二号 平成二十八年五月十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 大阪府吹田市 大乗綱子 外十三万七千五百名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二二九三号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

請願者 岐阜県不破郡垂井町 木村節子 外四万六千三百三十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二二九四号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

請願者 岐阜県関市 中道順子 外四万六千二百七十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二二九五号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

請願者 埼玉県所沢市 梅津久美子 外四万六千二百七十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二二九七号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

請願者 岐阜県大垣市 小林大介 外四万六千二百七十七名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二二九八号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

請願者 山梨県甲府市 松田卓也 外四万六千二百七十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二二九九号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

請願者 東京都世田谷区 湯川修 外四万六千二百七十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二三〇〇号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

請願者 岐阜市 田口華也乃 外四万六千二百七十七名

紹介議員 大門実紀史君

請願

請願者 大阪府高槻市 美馬年子 外四万六千二百七十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二三〇二号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 福岡県中間市 辻明子 外四万六千二百七十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二三〇三号 平成二十八年五月十七日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 愛知県岡崎市 鈴木愛佳 外四万六千二百七十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第二三六一号 平成二十八年五月十七日受理

平和憲法の改悪反対に関する請願

請願者 宮崎県日向市 日高貢 外三千八百六十七名

紹介議員 福島みずほ君

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう、平和と民主主義を確立する願いを込めて生み出された。戦後七十年度の節目の年、政府は、憲法の解釈変更による集団的自衛権の行使容認に続き、戦争ができる法律の整備を進めた。その先には改憲が待ち受けている。改正論者からも疑問が出され、憲法の意義を改めて見詰め直そうとする声も少なくない。日本が戦争に巻き込まれていくのではないかと懸念する人が増えている。不戦は全ての人々の願いである。二度と戦争を起こさないために、平和憲法を守

り、国際平和を実現していくことこそ日本に求められている役割である。軍事力に頼る国際問題・紛争の解決では、憎しみの連鎖を生み出すばかりである。粘り強く対話を重ね、様々な外交手段を用い、国際協調などの枠組みの中で解決策を探っていくことが最善の道である。戦後の日本の平和と繁栄を支えてきた日本国憲法には、国際的に強いメッセージを発する力が備わっている。平和憲法を捨て去る理由はない。

一、憲法第九条の改悪を行わないこと。

第二五七六号 平成二十八年五月十八日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 北海道石狩市 山下日出男 外二百五十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二七九五号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 富山県高岡市 及川陽子 外九百九十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二七九六号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 大阪府東大阪市 田島美智代 外九百九十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二七九七号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 東京都練馬区 白水佐智子 外九百九十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八〇二号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 東京都練馬区 白水佐智子 外九百九十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 秋田県能代市 佐藤和子 外九百九十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二七九八号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 東京都大田区 神谷次郎 外九百九十五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二七九九号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 京都市 向ミチ子 外九百九十五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八〇〇号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 山梨県都留市 藤江光二 外九百九十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八〇一号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 東京都練馬区 白水佐智子 外九百九十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八〇二号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 奈良市 西村桂子 外九百九十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八〇三号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 大阪府寝屋川市 山本真紀 外九百九十五名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八〇四号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 大分県佐伯市 山口ミチ子 外九百九十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八〇五号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 大阪府大東市 大岸愛 外九百九十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八八九号 平成二十八年五月十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに関する請願

請願者 長崎市 塩塚理人 外六百一十一名

紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

五月二十七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法を守りいかにすることに関する請願
(第三二一五号)(第三二一六号)(第三二一七号)
(第三二一八号)(第三二一九号)(第三二二〇号)
(第三二二一号)(第三二二二号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第三一五八号)
(第三二五九号)(第三二六〇号)(第三二六一号)
(第三二六二号)(第三二六三号)(第三二六四号)
(第三二六五号)(第三二六六号)(第三二六七号)
(第三二六八号)(第三二六九号)(第三二七〇号)
(第三二七一号)(第三二七二号)

一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにいかにすることに関する請願(第三四〇〇号)
(第三四〇一号)(第三四〇二号)(第三四〇三号)
(第三四〇四号)

一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに関する請願(第三四〇五号)(第三四〇六号)
(第三四〇七号)(第三四〇八号)(第三四〇九号)
(第三四一〇号)(第三四一一号)(第三四一二号)
(第三四一三号)(第三四一四号)(第三四一五号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第三四六七号)
(第三四六八号)(第三四六九号)(第三四七〇号)
(第三四七一号)(第三四七二号)

一、憲法を改悪せず、九条を守り抜くことに
関する請願(第三四七三号)(第三四七四号)
(第三四七五号)(第三四七六号)(第三四七七号)
(第三四七八号)(第三四七九号)(第三四八〇号)
(第三四八一号)(第三四八二号)(第三四八三号)
(第三四八四号)

第三二一五号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 愛知県瀬戸市 大野芳治 外六百五十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二一六号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 中野順子 外六百五十一名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二一七号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 埼玉県越谷市 板垣綾子 外六百五十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二一八号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 京都市 本島静子 外六百五十一名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二一九号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 山梨市 前田千江 外六百五十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二二〇号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 兵庫県明石市 森川理絵 外六百五十一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二二一号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 宮崎県日向市 江川幸代 外六百五十一名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二二二号 平成二十八年五月二十日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願
請願者 兵庫県明石市 尾上通子 外六百五十一名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二二五号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都目黒区 杉崎稜滋 外二百五十名
紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二二六号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 八木伸昭 外二百五十名
紹介議員 難波 奨二君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二二七号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 神奈川県横須賀市 藤本泰成 外二百五十名
紹介議員 水岡 俊一君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二二八号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 福井県三方上中郡若狭町 松岡喜一 外四万四千六百五十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二二九号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 東京都豊島区 橋口紀塩 外五百五十名
紹介議員 吉田 忠智君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二三〇号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町 鈴木信光 外六百五十五名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二三一号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都杉並区 高山尚子 外二百五十名
紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二三二号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都豊島区 三浦一力 外二百五十名
紹介議員 徳永 エリ君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三二三三号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都江東区 高杉しゅん 外二

千五百名
紹介議員 田城 郁君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三一八五号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに
すことに関する請願
請願者 神奈川県逗子市 本田大祐 外二
百四十九名
紹介議員 大島九州男君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三一八六号 平成二十八年五月二十日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに
すことに関する請願
請願者 東京都三鷹市 笠井貴美代 外二
百五十名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三三九九号 平成二十八年五月二十三日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに
すことに関する請願
請願者 大阪市 新田修一 外三百七十三
名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三四〇〇号 平成二十八年五月二十三日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかにすことに関する請願
請願者 宮城県柴田郡柴田町 苅宿恒雄
外四百二十五名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第三四〇一号 平成二十八年五月二十三日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかにすことに関する請願

請願者 東京都渋谷区 戈津美香 外四百
二十五名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第三四〇二号 平成二十八年五月二十三日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかにすことに関する請願
請願者 川崎市 小池多頼子 外四百二十
五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第三四〇三号 平成二十八年五月二十三日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかにすことに関する請願
請願者 東京都新宿区 長屋あゆみ 外四
百二十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第三四〇四号 平成二十八年五月二十三日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のために
いかにすことに関する請願
請願者 岡山県高梁市 間野恭子 外四百
二十六名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一四三〇号と同じである。

第三四〇五号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 福井市 山岸蘭 外八百九十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四〇六号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願

請願者 京都市 王野宮子 外八百九十二
名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四〇七号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 群馬県利根郡昭和村 石塚和子
外八百九十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四〇八号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 東京都練馬区 林敦子 外八百九
十二名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四〇九号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 京都市 清水尚美 外八百九十二
名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四一〇号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 東京都八王子市 小澤トヨ子 外
八百九十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四一一号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願

に關する請願
請願者 東京都港区 生井利子 外八百九
十二名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四一二号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 滋賀県守山市 堀出美代子 外八
百九十二名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四一三号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 大阪府摂津市 世戸匠 外八百九
十二名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四一四号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 長崎県五島市 山下久美子 外八
百九十二名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四一五号 平成二十八年五月二十三日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに
関する請願
請願者 奈良県北葛城郡上牧町 小玉京
子 外八百九十二名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一九〇〇号と同じである。

第三四一七号 平成二十八年五月二十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 愛知県豊田市 榊原悌郎 外千七百二十一

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三四六八号 平成二十八年五月二十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都練馬区 國廣一勝 外二百五十名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三四六九号 平成二十八年五月二十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 川崎市 座光寺成夫 外百五十九万九千五百八十七名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三四七〇号 平成二十八年五月二十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都調布市 遠藤恭彦 外九百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三四七一号 平成二十八年五月二十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 名古屋市長 板津慶幸 外千名

紹介議員 斎藤 嘉隆君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三四七二号 平成二十八年五月二十三日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都大田区 吉永ひとみ 外七百五十一名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三四七三号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 名古屋市 瀧美敦子 外百九十二名

紹介議員 井上 哲士君

世界の人々の願いは、戦争も核兵器もなく平和に生きていることである。日本国憲法は、第二次世界大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと民主主義を求める日本国民の努力によって生み出された。特に、第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認は、紛争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和の理念として輝いている。ところが、今、第九条を変えようとする動きが強まっている。発議要件を緩和して改憲をしやすくし、その上で国防軍創設のために第九条を変えようという動きである。憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にする法整備を行うとする解釈改憲の動きも急である。この狙いは、アメリカの軍隊と共に自衛隊が海外で戦争できるようにするもので、国際紛争解決のための武力行使を禁ずる憲法の基本理念とは一致しない。今こそ、日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を始めとする各条項の遵守が求められている。特に、平和のうちに生き、暮らしたいとの国民の総意を反映した憲法第九条を政治・外交にいかし、日本が世界平和に貢献するよう求める。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜き、平和のためにいかすこと。

第三四七四号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 京都市 力石文子 外百九十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四七五号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 北海道滝川市 田代和恵 外百九十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四七六号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 東京都八王子市 山本登子 外百九十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四七七号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 京都市 伊勢一行 外百九十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四七八号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 佐藤幸子 外百九十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 東京都世田谷区 増永玲子 外百九十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四八〇号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 兵庫県丹波市 足立光美 外百九十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四八一号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 大阪府豊中市 中島望 外百九十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四八二号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 佐賀県嬉野市 諸井幸子 外二百名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

第三四八三号 平成二十八年五月二十三日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願者 京都市 林幸世 外百九十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三四七三号と同じである。

五月三十日日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三六三六号)(第三六三七号)(第三六三八号)(第三六三九号)(第三六四〇号)(第三六四一号)(第三六四二号)(第三六四三号)(第三六四四号)(第三六四五号)(第三六四六号)(第三六四七号)(第三六四八号)(第三六四九号)(第三六五〇号)(第三六五一号)(第三六五二号)(第三六五三号)(第三六五四号)(第三六五五号)(第三六五六号)(第三六五七号)(第三六五八号)(第三六五九号)(第三六六〇号)

第三六三六号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 京都市 上田知子 外四万八千三百二十四名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六三七号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市 建部鈴菜 外四万八千三百二十一名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六三八号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 札幌市 山田奈緒美 外四万八千三百二十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六三九号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都昭島市 馬場幸子 外四万八千三百二十一名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六四〇号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 京都市 杉本千恵子 外四万八千三百二十一名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六四一号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 名古屋市長 森谷光夫 外四万九千五百七十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六四二号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都西東京市 若林忠 外四万八千三百二十一名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六四三号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 兵庫県明石市 山口香織 外四万八千三百二十一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六四四号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 大阪府吹田市 吉田好子 外四万八千三百二十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六四五号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 愛媛県西条市 日野敬子 外四万八千三百二十一名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六四六号 平成二十八年五月二十四日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 大阪府吹田市 増田安子 外四万八千三百二十一名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六六六号 平成二十八年五月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都板橋区 和久井孝昭 外二万五千名
紹介議員 小西 洋之君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六六七号 平成二十八年五月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都杉並区 赤池靖子 外四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三六八五号 平成二十八年五月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都杉並区 高橋和枝 外五百名

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三七〇七号 平成二十八年五月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 千葉県市川市 田村美都子 外二百五十名
紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第三七〇八号 平成二十八年五月二十五日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都国立市 永野絵里 外二百五十名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。